

山口市の生活環境の保全に関する条例における放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市の生活環境の保全に関する条例（平成17年山口市条例第129号。以下「条例」という。）及び山口市の生活環境の保全に関する条例施行規則（平成17年山口市規則第104号。以下「規則」という。）の施行に関し、放置自動車の発生の防止及び適正な処理のために必要な事項を定めるものとする。

(通報の受付等)

第2条 条例第23条第1項の規定による通報を受けた職員は、自動車の放置場所が市が管理する公共の場所（条例第2条第5号に規定する公共の場所をいう。以下同じ。）であるときは、当該公共の場所を管理する担当課へその旨連絡するものとする。

2 前項の規定により連絡を受けた担当課は、通報を受け付けるものとする。

(現場調査等)

第3条 条例第24条第1項に規定する調査は、当該自動車が放置されている公共の場所の管理担当課の職員（以下「担当職員」という。）が行うものとする。

2 担当職員は、規則第26条に規定する調査書及び規則第38条に規定する放置自動車処理記録台帳（以下「調査書等」という。）を作成しなければならない。

(関係機関への照会)

第4条 公共の場所の管理担当課長（以下「管理者」という。）は、条例第24条第1項の規定による調査をするときは、警察署長に対して別記様式第1号により必要な事項を照会するものとする

2 管理者は、放置自動車のうち登録番号又は車台番号が判明したものについては、山口運輸支局長又は軽自動車検査協会山口事務所長に対して別記様式第2号により当該放置自動車の所有者等について照会するものとする。

(警察署長への通知)

第5条 管理者は、条例第25条の規定により勧告をしようとするときは、あらかじめ放置自動車撤去勧告事前通知書（別記様式第3号）により、警察署長に通知するものとする。

2 管理者は、条例第25条の規定により命令しようとするときは、あらかじめ放置自動車撤去命令事前通知書（別記様式第4号）により、警察署長に通知するものとする。

(認定の告示)

第6条 管理者は、当該放置自動車を廃物判定基準により廃物として認定しようとするとき又は山口市放置自動車廃物判定委員会から廃物認定の答申を受けたときは、条例第27条第3項の規定により、速やかに放置自動車廃物認定に係る告示の手続きを行わなければならない。

2 前項の告示は、別記様式第5号により行うものとする。

(廃物認定外放置自動車の措置)

第7条 管理者は、当該放置自動車が廃物と認定されなかったときは、保管場所に移動、保管するとともに、条例第29条第2項の規定により、速やかに廃物認定外放置自動車

の引取りの告示の手続きを行わなければならない。

2 前項の告示は、別記様式第6号により行うものとする。

(保管場所の放置自動車の管理等)

第8条 放置自動車の保管場所への移動、管理、返還手続、費用請求その他の事務手続きは、管理者が行うものとする。

(処分等の告示)

第9条 管理者は、条例第30条第2項の規定による告示は、別記様式第7号により行うものとする。

(処分等)

第10条 管理者は、放置自動車の廃物認定を行ったとき又は条例第30条第3項に規定する帰属があったときは、速やかに当該放置自動車の処分を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条第1項関係）

第 号

年 月 日

警察署長 様

山口市長

印

放置自動車の調査について（照会）

山口市の生活環境の保全に関する条例第24条第1項の規定に基づく調査に必要となるため、別添の調査書等を付して、下記の事項について照会いたします。

記

- 1 当該放置自動車の所有者等について
- 2 当該放置自動車の事件との関連の有無について
- 3 当該放置自動車に関する参考事項

添付書類

- （1）調査書
- （2）放置場所の位置図
- （3）現場写真

問い合わせ先		
山口市	部	課
担当者		
電話番号		

別記様式第2号（第4条第2項関係）

第 号

年 月 日

中国運輸局山口運輸支局長 様
軽自動車検査協会山口事務所長 様

山口市長 印

放置自動車の調査について（照会）

山口市の生活環境の保全に関する条例第24条第1項の規定に基づく調査に必要となるため、下記車両の所有者等について登録事項等証明書の交付をお願いいたします。

記

- 1 放置自動車の形態等
 - (1) メーカー
 - (2) 車名、車種等
 - (3) 塗色
 - (4) 登録番号
 - (5) 車台番号
 - (6) エンジン番号
 - (7) その他の特徴

問い合わせ先		
山口市	部	課
担当者		
電話番号		

別記様式第3号（第5条第1項関係）

第 号

年 月 日

警察署長 様

山口市長

印

放置自動車撤去勧告事前通知書

山口市の生活環境の保全に関する条例第25条の規定に基づき下記の放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう勧告するので事前に通知します。

記

- 1 放置場所
- 2 所有者等の氏名及び住所
- 3 放置自動車の形態等
 - (1) メーカー
 - (2) 車名、車種等
 - (3) 塗色
 - (4) 登録、車台番号等
- 4 現在までの手続の経過
 - (1) 発見、通報

年 月 日

(2) 調査開始日 年 月 日
(3) 撤去警告書表示 年 月 日

5 担当 山口市 部 課
電話番号

別記様式第4号(第5条第2項関係)

年 月 日 第 号

警察署長 様

山口市長 印

放置自動車撤去命令事前通知書

山口市の生活環境の保全に関する条例第25条の規定に基づき下記の放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう命令するので事前に通知します。

記

- 1 放置場所
- 2 所有者等の氏名及び住所
- 3 放置自動車の形態等
 - (1) メーカー
 - (2) 車名、車種等
 - (3) 塗色
 - (4) 登録、車台番号等
- 4 現在までの手続の経過
 - (1) 発見、通報 年 月 日

(2) 調査開始日 年 月 日
(3) 撤去警告書表示 年 月 日
(4) 撤去勧告 年 月 日

5 担当 山口市 部 課
電話番号